

仕様書

所属 公営競技事務所

名称 大垣競輪場自動販売機等設置に係る普通財産の貸付け

1 目的

大垣競輪場では、来場者へのサービスの充実を図るため、飲食料用自動販売機や給茶機（以下「自動販売機等」という。）を設置し、飲食料を提供する。

2 貸付物件

(1) 次の自動販売機等のスペースを貸付けるもの。

No.	設置場所	必須 取扱品目	最低貸付面積
1	メインスタンド 1階公園側	飲料・湯茶	4.6㎡ (4,600×1,000)
2	メインスタンド 3階多目的ホール内	飲料・湯茶	3.1㎡ (3,100×1,000)
3	メインスタンド 4階投票所横	飲料・食料・湯茶	6.1㎡ (6,100×1,000)
合計			13.8㎡

No.1 4.6㎡×11,162.68円（年間最低貸付単価）≒51,349円

No.2 3.1㎡×11,162.68円（年間最低貸付単価）≒34,605円

No.3 6.1㎡×11,162.68円（年間最低貸付単価）≒68,093円

合計 154,047円+消費税及び地方消費税（≒小数点以下切上）

※ 湯茶とは、無料で販売する「水、温緑茶、冷緑茶」を指す。（以下、同様）

※ 自動販売機等のエリアを別図で示す。

(2) 貸付面積には、放熱余地、付設設備やごみ箱等に必要な面積を含む。

(3) プレゼンテーションでの提案内容に必要な面積が最低貸付面積を超える場合は、事前に担当者の許可を得ること。

その場合の年間最低貸付料は、許可後の面積で再計算すること。

- (4) 自動販売機等の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか、設置前に設置場所の確認をすること。
確認作業は非開催日又は開催日の利用客がいない時間帯(8:30~9:45)に行うこと。
- (5) 双方の事情により、貸付物件に自動販売機を設置できないなどの場合は、事前に協議のうえ、設置場所及び貸付面積を変更することができる。

3 設置条件

- (1) 自動販売機等設置事業者(以下「受注者」という。)の使用形態
地方自治法第238条の5第1項の規定に基づき、本市(以下「発注者」という。)が受注者に対し、普通財産である建物の一部を貸し付ける方法により行う。
- (2) 貸付期間
契約日から令和12年7月31日までとし、貸付契約の更新は認めないものとする。
(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約)

- (3) 納付金および納付時期

年度	納付金
各年度	プレゼンテーションで提示した単価と貸付実績を元に算出した金額に、消費税等に相当する額を加算した金額

- ① 各年度の貸付実績が、1年に満たない場合は、日割により算出する。
- ② 上記の納付金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- ③ 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって、消費税等額に変動が乗じた場合は、契約額に相当額を加減して支払うもの。
- ④ 納付金は、各年度の翌年度4月末日までに、納入通知書により、一括納付すること。
- (4) 必要経費

- ① 次に掲げる費用は全て受注者の負担とする。
※ただし、提案内容を妨げるものではないため、必要に応じて提案書に明記すること。
- 1) 自動販売機等の定期清掃、廃棄物等の処理経費。
 - 2) 利用客による設備の汚損、破損に対する必要経費。
 - 3) 商品補充、保守管理に係る費用。
 - 4) その他自動販売機等の設置及び撤去に要する作業費、移転費等。
 - 5) 食事する際に使用する食器類(箸、ストロー等)に係る費用。

- ② 光熱水費についても受注者の負担とする。原則として、受注者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、発注者が指定する期限までに全額納入すること。

電気料の算定は、受注者において設置する検針機器によって1か月毎に測定した使用量を、大垣競輪場メインスタンド全体の月間使用量で除した数値に当該月のメインスタンド電気使用料請求金額を乗じて行う。

水道料の算定は、受注者において設置する検針機器（口径13mm）によって2ヶ月毎に測定した使用量による従量料金と大垣市水道基本料金の合計によって行う。ただしメーター1つにつき、2ヶ月の合計水量が16m³以下となる時は基本料金のみの算定とする。

上記の方法により算定した金額を請求金額とし、発注者が指定する方法により納付すること。

ただし、湯茶の無料販売に係る部分の光熱水費は無料とする。

- ③ 電気及び給排水口との接続が必要となる場合の費用も、受注者の負担とする。

- ④ その他の事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定する。

(5) 販売商品

取り扱う商品は、競輪競技の運用に危険を及ぼさないものとする。

商品の具体的な構成については、受注者決定後、事前に発注者と協議を行うこと。

① 飲料系

1) ビン、缶以外で商品を提供すること。

2) 2の(1)で湯茶を必須としている場所においては、必ず湯茶を取り扱うこと。また、湯茶は無料とすること。

ただし、湯茶の販売に係る原材料、消耗品については大垣市の負担とすることができる。

なお、負担の方法等については、後日大垣市と受注者で協議するものとする。

3) 湯茶の販売については、自動販売機の中で一体的に販売するのが望ましいが、専用の給茶機の使用も認める。

4) 酒類の販売は禁止とする。

② 食料系

1) 軽食類の取り扱いとは必須とし、そのほか利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃

えとすること。

- 2) 調理不要、調理済み、又はその場で簡単に調理が可能なもの。
- 3) 調理に必要な設備は、基本的に受注者で準備すること。ただし、その設備がファンサービスの一環として広く利用できる場合は、発注者と協議することができる。
- 4) 残飯等の処理方法について、事前に発注者と協議すること。

(6) 機器の仕様

- ① 利用者の需要に応えるに十分な機種及び性能とする。
- ② 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ③ 新500円硬貨及び新紙幣が使用できること。
- ④ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造貨幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ⑤ 転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。

(7) 実地調査

発注者は、自動販売機等について随時使用状況及び販売状況を調査し、受注者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(8) 利用上の制限

- ① 受注者は、貸付物件を自動販売機等を設置する目的のため以外に使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- ② 受注者は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を維持保存しなければならない。

(9) 契約の解除

次の事項に該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- ① 貸付物件を、事業に供するため必要とするとき。
- ② その他契約を継続しがたいと認めたとき。

(10) 機器の設置

- ① 自動販売機等を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

- ② 設置作業は、令和7年8月4日～8月7日に行うこと。
- ③ 上記期日に設置が不可能な場合は、別日の利用者がいない時間でも設置可能とするが、貸付料は貸付場所の使用状況にかかわらず、発生するものとする。
- ④ 受注者は、自動販売機等の設置台数について、開催日数や来場者数の変化を鑑み、発注者と協議のうえ変更することができる。

(11) 維持管理

- ① 商品補充（売り切れ防止）、金銭管理（釣銭対応含む）など自動販売機等の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 衛生管理委及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ③ 競輪開催日程が不規則かつ連続するため、消耗品は不足の無いように補充をすること。補充に伴う入退場方法及び時間については、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ④ 各自動販売機等には、トラブル時の連絡先を明記し、故障、問い合わせ、苦情等については、受注者の責任において、迅速に対応すること。
- ⑤ 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあることに留意すること。

(12) 原状回復

受注者は、貸付期間が満了したとき又は(9)により契約を解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。

(13) 損害賠償

受注者は、その責に帰する理由により貸付物件の全部または一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合については担当者と協議すること。

担当 経済部公営競技事務所 土田

電話番号 (0584-78-3185)

【参考情報】

区分	内容
財産名称（施設名称）	大垣競輪場
所在地	大垣市早苗町1-1
開催日数・時間	(1) 本場開催日数 ※場外併売時含む 年間37日 (2) 場外開催日数 年間およそ260日 (3) 開場時間 10：00 ～ 16：30ごろ
来場者数 ※令和5年度現在	(1) 本場 ※場外併売時含む およそ630人/1日 (2) 場外 およそ479人/1日
湯茶の予想販売数	年間 約270,000杯
その他	(1) メインスタンド1階に売店あり (2) メインスタンド4階に食堂施設あり (3) 現契約では給茶機への消耗品の補充及び清掃は発注者が負担している